

令和3年 経済センサス 活動調査

経済センサス
活動調査



あなたの調査票で

日本経済の「いま」を明らかに！

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施します。



総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

調査はどのように行われるの？

なるほど♪



✓ 調査の期日

令和3年6月1日現在
で行います。

✓ 法的根拠

経済センサス活動調査は、「統計法」という法律に基づく基幹統計調査として実施します。
(※右下「統計法に基づく調査」も併せてご覧ください。)

✓ 調査の対象

全国すべての事業所・企業
が対象となります。

✓ 主な調査事項

〈基礎項目〉

名称及び電話番号、所在地、経営組織、従業者数、主な事業の内容など

〈経理項目〉

資本金等の額及び外国資本比率、売上(収入)金額、費用総額及び費用項目、事業別売上(収入)金額など

「事業所」の例



「事業所」とは？

この調査で回答していただく「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が、

- ① 単一の経営主体のもと(グループ企業は含めません)で、
- ② 一定の場所を占めて、
- ③ 従業者と設備を有し、
- ④ 継続的に行われているものをいいます。

場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。

管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

※従業者と設備を有し、一定の場所・区画を占めて事業・活動が継続的に行われていれば、ここに例示したもの以外であっても、事業所に含めます。

✓ 調査の方法

単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上等を除く)、新設された事業所など

▶▶▶ 調査員が訪問いたします。

※調査員は、都道府県知事が任命した公務員です。

- ・令和3年5月中に事業所の新設・廃業等の確認や調査票への回答依頼、配布を行います。
- ・回答は「インターネット」か「紙の調査票」を選択できます。
- ・紙の調査票での回答の場合には、調査員が回収に伺います。

支所等がある企業、単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上等)など

▶▶▶ インターネット・郵送にて実施します。

※国が業務を委託した民間事業者等を通じて行います。

- ① 調査に向けての事前確認
(令和2年10月下旬から令和3年3月)

- ・企業の支所・支社・支店等の新設・廃止や事業内容等を確認するため、令和2年10月下旬から順次、対象となる企業宛てに「企業構造の事前確認票」を郵送します。
- ・印字されている内容を確認・修正していただき、調査票の回答方法(インターネットか郵送による回答)をご回答ください。

- ② 調査票の配布・回答
(令和3年5月から)

- ・事前確認させていただいた結果に基づいて、インターネット回答用のID又は事業内容に応じた調査票を令和3年5月中に郵送します。
- ・企業全体の数字とともに、支所等ごとの従業者数や売上金額などについても本所等においてご回答ください。

「チェーンなどの店舗」について

同一経営主体となる例 (本所・支所の関係です)

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ・フランチャイズ・チェーン加盟店を運営する事業主(企業)が経営するすべての店舗

同一経営主体



同一経営主体とならない例 (本所・支所の関係ではありません)

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店(別経営)
- ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所

同一経営主体
とならない



統計法に基づく調査

経済センサス活動調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づき、経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とした「経済構造統計」を作成するための基幹統計調査です。
基幹統計調査には報告義務と守秘義務があります。

統計法(平成19年法律第53号)(抄)

第二条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。(中略)
- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
- イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

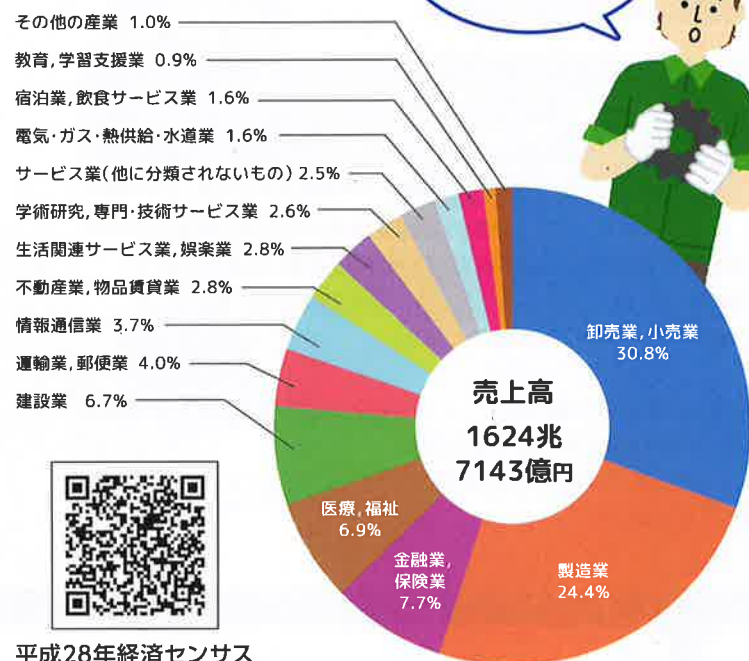
統計法第二条第四項第三号による
基幹統計とみなす統計に関する件
(平成21年4月1日総務省告示第216号)(抄)

経済構造統計 すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。

調査結果から 何がわかるの？

企業産業大分類別 売上高の構成比

2015年(平成28年活動調査結果)



卸売業、小売業と
製造業で全体の
半分以上を
占めているんだね



平成28年経済センサス
活動調査結果はこちら

注1:「その他の産業」は、日本標準産業分類における大分類
「複合サービス事業」、「農林漁業(個人経営を除く)」、
「鉱業、採石業、砂利採取業」の計である。
注2:「売上高」は、2015年1年間の数値である。

このように、産業分類別、地域別に集計することにより、経済活動の状況を把握することができ、日本全体の経済活動の変動や動向が明らかになります。

調査結果はどのように 利用されているの？

● 各種法令に基づく利用及び 各種政策立案のための利用

- ・地方消費税の都道府県間の清算を行うための基礎資料
- ・商店街等の活性化の目標値及び実績数値
- ・人口減少問題対策における基礎資料
- ・地域防災計画策定のための基礎資料
- ・鉄道等交通インフラ整備の基礎資料

● 民間における利用

- ・地域ごとの既存店舗の状況を把握するなど、新規店舗の出店計画のための基礎資料

● 国民経済計算、産業連関表及び 白書等における利用

- ・GDP統計作成の最も重要な基礎資料

● 各種統計調査の母集団情報としての利用

- ・国や地方公共団体が行政施策を立案するために実施する各種統計調査の母集団情報として利用

都道府県別事業所数及び従業者数

2012年(平成24年活動調査結果)と2016年(平成28年活動調査結果)との比較

(万事業所) 80 70 60 50 40 30 20 10 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (百万人)

